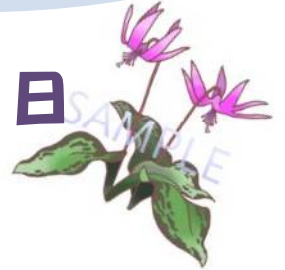


# かたくい通信

福井から原発をとめる裁判の会の  
会員及び弁護士の皆さん  
を結ぶ通信です。

## 第2回口頭弁論 福井地裁 4月24日



### 被告準備書面の認否は不十分！

### 開電は請求棄却求める

第2回口頭弁論が福井地裁で4月24日(水)、午後3時から行われました。雨模様にもかかわらず、県外も含めて多くの方が駆けつけてくださいました。初回は第1号法廷だったのですが、今回はやや収容人数の少ない第2号法廷に変わったこともあって、事務局の知りうる限りでは3名の方が傍聴できませんでした。

午後3時からの開廷でまず裁判長が、平成24年(ワ)第294号と平成25年(ワ)第63号の審理を併合する旨を宣言。つまり、今回から一次提訴と二次提訴の審理が合併して行われることになったわけです。続いて原告側から中嶋哲演さんの意見陳述、さらに平成25年(ワ)第63号の訴状及び第1準備書面(放射性廃棄物・使用済核燃料の危険性)について鹿島弁護士が陳述しました。最後に、裁判長から4月12日付けの被告準備書面についての意見が出され、その中で「被告側の認否は不十分」という言葉が出てきたのです。また今後の口頭弁論及び進行協議期日の今年スケジュールが示されました。以下、次頁より具体的内容を紹介します。



#### 発行：福井から原発をとめる裁判の会

■事務局連絡先：松田(090-2037-9322)  
■弁護士事務所連絡先：笠原一浩弁護士  
〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18  
みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥ご支援をよろしくお願ひします！

♣ホームページ：<http://adieunpp.net>

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先  
口座名：福井原発差止訴訟を支える会  
記号：00760-6 番号：108539  
(口座名等はこれまでのままです)

# 意見陳述

## 大飯原発3・4号機の即時停止を！

### 原告 中島哲演さんによる陳述

(要約です)

宮沢賢治の余りにも有名な詩「雨ニモマケズ」に、「北ニケンクワヤソシヨウガアレバ、ツマラナイカラヤメロトイヒ・・・」という一節があります。私自身も訴訟そのものを決して好んではいませんが、「ツマラナイ」訴訟と判決にならないようひたすら願っております。この半世紀近く、「国策」として推進されてきた原発問題をめぐっては、民主憲法の根幹たる立法、行政、司法の三権分立がどれほど機能し、貫徹されてきたかを懐疑せざるを得ないからからでもあります。それどころか、三権の外部の巨大な経済的利害関係に取り囲まれ、三権ともそれを追認し、相互に追従してきた傾向がなかったとは断言できません。先般の大阪地裁の判決にいたっては、旧態依然の「安全神話」の復活を思わせるかのよう、関西電力や国の原子力行政の主張を鵜呑みにしただけで、原告側の憂慮や主張をことごとく退けたものでした。願わくは・・・裁判長、福井地裁の本訴訟の判決が、3・11以後の画期的なそれとなりますよう、原告・被告共々に努力しようではありませんか。

もともと、1万人の福島原発告訴団団長・武藤類子さんの次の自戒をも、私自身のものにしたいのです。——「人の罪を問うことは、自分の責任も問われることを意味します。・・・刑事責任ではありませんが、私たち一人ひとりにも責任があります。原発由来の大量の電力消費を前提にした生活を受け入れていたこと、すぐそこに原発があるのに、その危険性に思いを馳せずに生活してきたこと。今回の告訴を通じて、自分自身の責任も問うていく中で、これまでと違う価値観を育ててい

くことができるのではないかと考えています」と。  
(『世界』2012年8月号より)

関西電力の小浜原発の誘致問題が表面化した1968年頃には、すでに敦賀・美浜・高浜に7基もの原発が計画、建設中でした。私たち小浜市民は有権者24,000人中13,000余人の請願署名などによって、市議会や市長に迫り、訴訟に訴える必要もなく、1970年代に2度小浜原発の設置を阻止してきました。(2004年と2008年の小浜市長選挙でも使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致を拒む公約を掲げた候補者を、小浜市民は選出し、2011年3月11日を迎えました。)が、それ以前の私自身は原発に無知同然でしたし、原発を1基も許さなかった他の府県の住民運動を省みるにつけ、忸怩たる思いを禁じ得ません。ただ、4基の巨大な大飯原発から10km以内の住民分布の約70%を占め、20km以内に小浜市の全域・全市民が含まれる私たち小浜市民に、実質上の地元住民としての発言が付与されていたら、大飯原発は存在し得なかったはず。こうした小浜市民の1人である原告の立場から、被告の関西電力の方々と裁判長に心から訴えたいと思います。東京電力が今日そうされているように、わたしたちは関西電力の刑事責任を告発・告訴するような事態を断じて迎えたくありません。少なくとも私は本訴訟の勝敗のみに拘りたくありません。何よりも「第二のフクシマ」をこの若狭にもたらさないために、共に熟慮し、弁論し、早急により良い方向性と方策を見出すことを願ってやみません。

さて、例えば「大飯原発震災」に小浜市民が襲われた場合の「具体的危険性」はいかなるものか—そのことを今や仮定の問題として語る必要すらないでしょう。「福島原発震災」の実例が、そのことを立証し尽くしてくれているではありませんか。

●関東首都圏の大量電力消費のために、なぜ福島に10基の原発が集中させられたのか、その根源的で、赤裸々な理由を示したのが3・11以降の「原

発震災」でした。それは、同じく関西広域圏のために、15基もの原発に包囲された若狭の「超危険性」を立証して余りありません。まず、この「原発必要神話」の欺瞞性から問い直すべきではないでしょうか。

●因みに、数千世代後の子孫にまでツケを残す「死の灰」を、大飯原発3・4号機が1年間動かだけで広島原爆2,000発分も新たに生成、蓄積するわけですが、「5重の壁で守られている安全神話」の崩壊を、福島原発事故は目の当たりに万人に思い知らせました。15基の原発群を受け入れるのと引き換えにばら撒かれた巨額の交付金等が、決して「麻薬」に類するものではなかった—ということを誰が断定できるのでしょうか。

●大量の放射能汚染や高線量被曝を余儀なくされる現場で、地元住民を含む多くの労働者が事故の後始末に投入されています。私は関西電力の社員をはじめ下請けの地元住民の方々が同様の境遇に遭われることを想像したくありません。

●大人の数倍から10倍もの悪影響を受ける子どもたちが、放射線管理区域よりも被曝線量の高い地域にいまだに居住させられ、すでに甲状腺がんの犠牲者も異常に発生しています。「結婚できないかも・・・」といった福島や若狭の少女たちの声がわたしたちの胸に突き刺さってきます。再稼働よりも何も、30万人をこえる福島の子どもの救出・支援を最優先すべきです。

●「・・・／原発はいちどに何もかもを／奪っちゃまった。／原発さえなかったらと／壁さ チョークで遺書を遺して／べこ飼いは首を吊って死んだ。／一時帰宅者は／水仙の花咲く自宅の庭で／自分さ火つけて死んだ／放射能でひとりも死んでいないだと・・・／この うそこきやろう 人殺し／原発は 田んぼも畑も海も／ぜーんぶ（全部）かっぱらったんだ／この 盗っ人 ドロボー／原発を止めれば／電気料金を二倍にするだと・・・／この 欲たかり欲深ども／ヒットラーは毒ガスで人を殺した／原発は放射能で人を殺す／・・・」

（青田恵子「拝啓東京電力様」より一南相馬市より大津市への避難者）

・・・裁判長、この烈火のような怒りと深い悲しみの叫びに、心して耳傾けてください。関西電力のみなさん、こんな言葉を投げつけられることになったら、耐えられますか。

●さらに、「・・・いま、福島では除染や避難、賠償などをめぐる考え方の違いから、県民の間に対立が生まれるという、悲しい状況があります。本当は対立的な関係になどなるはずがない私たちが、対立させられています。・・・」と先の武藤類子さんは嘆かれています。原発の再稼働や延命・存続のために云々されている「ストレステスト」は施設の機械・工学上の、しかも机上のそれに過ぎません。原発事故がいったん引き起こされた場合に生じる人々の心身のストレス、生活、経済、社会、自然環境上のストレスは計り知れません。それらの具体的な検証と援助こそ優先すべきではありませんか。

●かてて加えて、地震列島・日本は今や動乱期に入っており、「若狭原発震災の前夜」（石橋和彦氏）という警鐘すら打ち鳴らされています。大飯原発近傍の3活断層の連動が、制御棒の作動不全を引き起こしかねないことまで危惧されています。関西電力や国は津波をともなった歴史地震の伝承や記録を軽視し、大飯・高浜原発周辺の津波痕跡調査をまだ1箇所も実施していません。関西電力の利害や旧態依然の「国策」としての原発存続が優先され、再稼働の継続を許し、安全運転の要件を満たしていないこと（新基準による未審査、免震棟・防潮堤・避難道路の未建設や避難計画の未決定など）に、私たちはどうしても不安と憂慮を払拭できないのです。否、仮に安全運転が担保されたとしても、前述したように膨大な「死の灰」の生成・蓄積がある以上、すでに「フクシマ」を経験した以上、原発の全面停止と使用済み



核燃料の厳重な安全管理に、あらゆる関係者も、国民もこぞって全力を尽くすべきではないでしょうか。

●大飯原発3・4号機が1日24時間稼働するだけで、約10億円の電気料金を関西電力は獲得できます。その3・4号機の即時停止一廃炉と国内原発中「危険度No1」の1・2号機の廃炉を決定することによって生じる経済的な諸問題、4基の後始末、原発に依存しない地域再生等こそ、早急に議論の俎上にのせ、具体的に取り組もうではありませんか。

以上述べてきましたように、大飯原発の近接住民として、大飯原発事故が起こった場合に生じるであろう被害、具体的危険性は、憲法第13条が保障する「生命、自由及び幸福追求に対する権利」や第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を脅かし、奪わずにはないでしょう。それは現世代のわたしたちの人格権の侵害に止まることなく、はるかな後世代のそれにまで及ぶでしょう。また、人類をはじめ生きとし生けるものの環境権まで侵害し、犠牲を強いることになるでしょう。

最後に、現代の核文明の渦中に生きざるをえない若狭の一住民として、一仏教者として抱き続け、訴え続けてきた<ブッダの悲願>をあらためて表明し、先ずは大飯原発3・4号機の運転を速やかに停止するよう切望するものです。

「・・・一切の生きとし生けるものは幸福であれ、安泰であれ、安楽であれ。いかなる生物生類であっても、怯えているものでも強剛なものでも悉く、長いものでも、大なるものでも、中位のものでも、短いものでも、微細または粗大なものでも、目に見えるものでも、見えないものでも、遠くに或いは近くに住むものでも、すでに生まれたものでも、これから生まれようと欲するものでも、一切の生きとし生けるものは幸福であれ。」(岩波文庫『ブッダのことば』より)

合掌

■この後、パワーポイントを用いて第1準備書面の内容を説明する準備のために一時休廷。裁判長向けと傍聴者向けのスクリーンが設置される■

## 第1準備書面の陳述

### 放射性廃棄物・使用済核燃料の危険性

弁護士 鹿島弁護士

鹿島弁護士による陳述は長文になるために、別紙「その2」を鹿島弁護士からの陳述として、その全文を掲載することにしました。ぜひご一読ください。

## 裁判長からの所見

### ■4月12日付け被告準備書面への感想■

訴状への認否はできるだけ詳しく。不知と言うならなぜ分からないのか、何が足りないから分からないのか、争うならどこを争うのか、その点からすると不十分。

例えば、訴状7pの下から3行目

「本年7月3日に開かれた原子力安全・保安院による地震・津波に関する意見聴取会では、被告が同原発設置時に提出した断層に関するトレンチの写真などを紛失し、同意見聴取会に向けて提出しなかったことにより、同断層に関する審議がなされなかったという事態すら生じた。」のうち、

「本年7月3日に開かれた原子力安全・保安院による地震・津波に関する意見聴取会では、被告が同原発設置時に提出した断層に関するトレンチの写真などを同意見聴取会に向けて提出しなかった」

を認め、その余は不知または争うとしているが、東電のことではなく関電自身のことなので、「紛失」について「不知」はありえないはず。争うならどのように事実と異なるのかを具体的に。また、

「ことにより、同断層に関する審議がなされなかったという事態すら生じた」を争うのであれば、「審議がなされなかった」という事実が違うのか、それとも他の理由により審議がなされなかったのかを明確にしてほしい。

同様に、訴状 39p の (3)

「以上のとおり、日本では、活断層が確認されていない場所で大地震が発生した事例が多数存在し、いつ、いかなる場所で大地震が起きてもおかしくないという知見が地震学会の通説である。

原子力発電所の事故が万が一にも生じないようにするためには、このような地震も当然想定し、対処しなければならない。そして、前記(2)を踏まえ、中央防災会議で採用された既往最大論を前提とするならば、大飯原発においても、活断層が確認できる場所で起きた地震の最大規模を想定し、これに耐えられるよう設計されるべきは当然のこととなる。」

についても不知または争うとしているが、このような所で原告が間違いを書くとは考え難いため、この点についても具体的な認否を行って欲しい。

### ■原告に対する要望■

- ① 過去最大の津波・地震が起こるとどうなるか。電源が破損するのか。水蒸気爆発が起こるのか。
  - ② 大飯でどのようなテロが起こりうるのか。機械操作か。電源を切るのか。
  - ③ 避難経緯はどうなっているのか。
- といったことについて、詳細なメカニズムまでは不要なので、ある程度概略を主張して欲しい。詳細は追って書面を送る。

### ■今後のスケジュールについて■

- ▼6月12日(水)16時～第2回進行協議期日
- ★7月24日(水)15時～第3回口頭弁論
- ▼7月24日(水)16時～第3回進行協議期日
- ★10月8日(火)16時～第4回口頭弁論
- ▼11月13日(水)16時～第4回進行協議期日

★12月19日(木)16時～第5回口頭弁論

\*▼については、原告・被告の弁護士と原告・被告のそれぞれの代表者が、今後の口頭弁論の進め方について協議する場。

## ▼用語解説▲

### ー進行協議期日ー

「進行協議期日」又は「進行協議」という言葉が裁判の中で出てきました。これは口頭弁論と口頭弁論の期日の間に公判の進め方について双方が協議するものです。民事訴訟規則には、裁判所は、口頭弁論の期日外において、その審理を充実させることを目的として、当事者双方が立ち会うことができる進行協議期日を指定することができる・・・とあります。この期日においては、裁判所及び当事者は、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認その他訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うとなっています。

## 第2回口頭弁論説明会

(以下、メモ的になりますが、福井地裁での口頭弁論後に4時半より福井市体育館の会議室で行われた説明会、記者会見、交流会の概要をお伝えします。内容が伝わりにくい部分もあるかもしれませんが、ご容赦くださいませ)

文責：木下建一郎(原告団事務局)+編集子

### ■概要説明■

最終的に原告 189名

◆中畷哲演さん一意見陳述

小浜市民の立場から発言。小浜市は原発立地に囲まれた自治体。福島における小高と同じ。原発を拒否しながら、自主避難で放射線被害の大きい

地域に入ってしまった。

◆裁判について—奥出さん

進行協議で裁判所に毎回、原告の意見陳述を要請、受理される。裁判官から「認否不十分」という発言があった。引き続き頑張らなければという思いを強くした。

◆原告側の準備書面—鹿島弁護士

高レベル放射性問題と放射性廃棄物の問題についてふれた。これだけで原発をやめるに充分。訴訟上では困難があり、人格権・環境権に基づく訴訟。

◆被告側の準備書面—笠原弁護士

全54ページ。1～5頁が目次。33～36pで原告の法的根拠について人格権・環境権について。37～39pは原発の必要性。40p以降については発電所の仕組み・構造の記述。裁判官が指摘するように認否が不十分。7pで関電に関する内容について「不知」はおかしい。大飯原発での被害想定・テロの予想についても挙げてくれと裁判所から指摘を受けた。

◆佐藤弁護士から補足

裁判官からの「具体的危険性について挙げてくれ」という指摘については、「地震があった際に重大な事故が起こる」と書いただけなので、どういう事故過程があるか、それについての地獄絵ではないが、具体的な危険を補う予定。

被告の準備書面は、原子力発電所の仕組みは説明した。しかし原子力の安全に関する資料は、原子力設置者たる電力会社が持っている。具体的な安全性は、配管の破断はない、多重防護がどうなっているか、その主張立証をしなければならない。そのことを裁判所が指摘した。これに対して原告側にも具体的に主張せよと求められた。

これまでの判例による立証責任。被告にもあるのだという意味合いでの発言だと考えている。

## ■記者会見■

Q1. 読売新聞—原告のエリアと大飯特有の問題について言える部分を教えてほしい。

A1. 笠原弁護士—第一次提訴では福井県、大阪府、京都府、石川県、岐阜県、新潟県、北海道、東京都、三重県、神奈川県、愛知県、広島県、埼玉県、福岡県、奈良県、福島県、岡山県、滋賀県、宮崎県。第二次提訴では福井県、東京都、石川県、京都府、群馬県、兵庫県、福島県、大阪府、沖縄県、神奈川県。

大飯原発特有の危険性としては、活断層。先日の大阪地裁で大飯3,4号機運転差止めが棄却されたが、活断層の危険については否定されていない。具体的な危険性について弁護団の方で議論していきたい。

鹿島弁護士—3連動の問題、直下の問題が考えられる。

中嶋哲演さん—大阪地裁の裁判にも加わったが、大阪地裁の焦点は活断層の三連動の揺れは、制御棒が2.2秒以内に下りないとメルトダウン。福島では最終的に下りたが、ああいうことになった。大飯原発で下りないと大変なことになってしまう。制御棒が下りるかどうかが争点。最終的には「11秒以内に入ればいいのだ」という言い抜けをしてきた。その矛盾を突かれて関電は往生していた。だから原告勝訴すると思っていた。ところがああいうことになった。だから裁判所の反応にいい気になっていると、この裁判でもひっくり返される可能性がある。今回の大阪地裁の判決には原告は怒り心頭になった。大飯1,2号機の危険度は超党派の議員連のランク付けでもトップ。今は3,4号が問題になっているが、1,2号も問題。

Q2. 朝日新聞—189名のうち県民は何人か

A2. 笠原弁護士—県民は第一次で111名、第二次で20名で131名。

Q 3. 読売新聞—第一準備書面について、なぜ放射性廃棄物処分を取り扱ったのか

A 3. 鹿島弁護士—訴状では地震の問題、福島の問題も入れているが、訴状に入れられなかった部分を今回陳述した。ところで、被告の準備書面は拙い書面。こんな拙い書面が出るとは思わなかった。

Q 4. NHK—答弁書が言葉足らず。準備書面はこれを受けてだと思いが、今回の相手側、関西電力の書面上は拙いものだったということですが、態度はどうだったか。相手側の反応の予測は？

A 4. 笠原弁護士—4月3日、裁判所から弁護士に対し、書面をもらった。現在、回答を準備中。次回期日までは提出したい。原告の方でも裁判所の質問には回答しますが、それだけでなくこちらからも積極的に主張していきたいと考えている。

Q 5. NHK—放射性廃棄物処理の問題は、地域的に小さくなったように思える。被害が広範囲に及ぶという考えはお持ちかどうか。

A 5. 笠原弁護士—まず福島のような事故が起これば、その影響は全国的なものになる。これに加え範囲は起こってみなければわからないところはあるが、放射性廃棄物プールにアクシデントがあれば同様に危険。

鹿島弁護士—問題が小さくなるとは思っていない。放射性廃棄物がプールからあふれていけば、何倍も大きな被害になる。米政府から同国人に対して50マイル(約80キロ)以上に避難しろという指示があったが、これは使用済み核燃料プールの問題があったためと推測される。

Q 6. NHK—安全基準が変わって実施される。大飯は9月まで延長される。裁判は数年かかる。大飯関連の動きについて、裁判とどうかかわると考えているか。

A 6. 鹿島弁護士—新安全基準について適合され

ているか否かについて、原告では検討していない。

Q 7. 時事通信—裁判長は具体的な被害を想定して欲しい旨を要望していたが。

A 7. 笠原弁護士—代表的なものとしては、大飯原発では事故が起きてから制御棒を挿入するまで2.2秒を超える可能性がある。その場合、放射能漏れが起こるという点について概略を主張して欲しいということだった。

Q 8. 毎日新聞—活断層については、弁護団はどのようなスタンスに立っているのか。

A 8. 佐藤弁護士—活断層はあるという立場。関電は6月までにトレンチ調査をして、活断層の有無を判断する。現時点でも活断層はあるという可能性があるのだから止めるという判断です。

Q 9. 毎日新聞—第三次提訴は想定しているか

A 9. 笠原弁護士—十数名程度の希望があれば検討したい。具体的なスケジュールについては決まっていない。

## ■弁護団 - 原告の交流会■

\*内容については、スペース等の種々理由により、割愛します。

(第2回口頭弁論については19頁及び20頁の新聞記事参照)

## ◆のーなれコーナー◆

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。ご縁のあった方々の思いを掲載するコーナーで、皆さんの忌憚のない「声」をお待ちしています。今回は6人の「のーなれの声」をお届けします。】

(次頁へ続く)

## ♡ 諦めずに裁判を続けよう！

MKさん(岡山県)

雨の中若干法廷に入れなほどの傍聴希望者がありました。このまま傍聴者を維持するのは大変ですが、私は希望が持てるのではないかと考えています。私は原発の裁判の傍聴は初めてですが、これまで経験した少数の社会的問題の経験からすれば、弁護士の話もちょうんと分かるし、裁判後の報告会話を聞いていても普通の市民が専門的な話の説明を求めると分かりやすいものでした。専門家とか問題に慣れた人たちだけが中心になった裁判では、多くの国民の関心を引き付けて行くことはできなと考えていましたので、諦めずに裁判を続けていくことが必要だと思ひます。私も、できる限り傍聴を続けていきたいと考えています。

## ♡ 裁判長が被告のずさんな内容指摘

鈴木盤さん(愛知県)

今回は関電側からの陳述があるかと思ひたが、そんなのは裁判の下素人の考えることみたい…。第1回口頭弁論でも答弁はなく、その後書面は提出したけれど杜撰な内容を裁判長に指摘される始末。原告の訴えに対して棄却を求めたからには、もう少し責任ある態度で望んでほしい。

## ♡ 裁判長の人間性を信じたい

Sさん(福井市)

初法廷なのでドギマギしましたが最後裁判長の人間性がかいまみえて安心しました。

## ♡ 傍聴ライブは楽しいぞ

Kさん(嶺南)

傍聴に行きましょう。傍聴ライブは楽しいよ。あんな知的な意見陳述を生で聞ける。これはもう傍聴しなきゃ損！

## ♡ 哲演さんの「裁判長！」に胸が一杯

Sさん(嶺南)

原告になったものの、実際は何もせずに、他人様に任せっきりを反省し、せめてもと、初めて傍聴しました。

哲演さんの、「裁判長！」と真正面から訴える姿に胸が一杯になりました。福島原発告訴団長、武藤類子さんの言葉、「人の罪を問うことは、自分の責任も問われる。」を引用されたこと、「東京電力が今日、刑事告発されている、その席に、関西電力のあなた方を座らせるような事態を断じて迎えたくな、何よりも『第2のフクシマ』をこの若狭にもたらさないために、共に熟慮し、弁論し、より良い方向性と方策を見出すことを願ってやみません。」と訴えられたことに深く考えさせられました。

裁判長が「被告の訴状認否は極めて不十分でおざなりである」と明言されたので、この方は我々の訴えに真摯に取り組んでくださると思ひました。一方関電側の方々の態度には、誠実さが感じられず、哲演さんの訴えも、どこまで受け止めてくださったのか疑問すら感じました。

県内131人を含む189人が原告になり、裁判を闘うということは、大きな意義があります。同時に長期にわたり、相当なエネルギーの要ることですね。弁護士の先生方、実務をしていてくださる方々、本当にありがとうございます。

## ♡ 若狭の魚の奇形が増えている

漁師さん(福井県)

中学卒業してからずっと漁に出ているけれど、海の中の様子が変わってしまっている。生態系が変わり魚の奇形も増えている。若狭湾でも特に南の方がひどい。自分はこの海を何とか残していきたい。それで原告になった。

## ♡ 避難途中で父は死んでいった

XYさん(福島県)

(双葉郡富岡町の方からの投稿です。長文なので一部省略・編集の上掲載させていただきます)



思い起こせば、2011年3月11日(金曜日)。私は家にいたのですが、今まで体験したことのない揺れ、何かにつかまらなさと立ってられない状況でした。揺れが収まり、外に出たら、今度は余震が幾度となくあり、その内、町の防災無線で10m以上の大津波が来るとの放送(信じられませんでした)。実際は17mでした。翌日(3月12日)早朝から防災無線で町の住民は、川内村へ避難して下さい。との放送。そのうち放送の声が陰しくなってきました。

ラジオを聞きながら家の中の後始末をしていたら、福島原発の1号機爆発、放射能の専門家の学者から、家にいる人は戸を閉めてカーテンを閉めて換気扇を使用しなければ大丈夫です・・・との説明、できればコンクリートの建物が最良とラジオで流れていました。

その当時、福島原発第1の立地町大熊町・第2原発の立地町楢葉町には、東京電力から原子力発電所の危険な状況の知らせがあったそうです。他の町・村には何にも情報がありませんでした。前々から東電さんは立地の町には特別に気を使っているところがかなりありました。後になってから浪江町の津島という所に町民5000人が避難していましたが、情報がないために放射能の線量が非常に高い場所でした。

3月12日・13日・14日とラジオを聞きながら放射能の専門家学者の言葉を信じ、後片付けをしていました。が14日の午後ちょっと外に出たら警戒中の警察の方と目があってしまい、その日の夜自衛隊の方が迎えに来ますから避難して下さいとのこと。その時すでに警察の方は防護服一式で身を包んでいました。

要介護4の親父は避難所では無理です。避難の途中でだんだん親父の身体が悪くなり4月13日(87歳)で命終しました。

あの日以来、原子力災害で避難している方々は放射能に対して物知りになってしまいました。私の町の町長さんは年間1ミリシーベルトにならなければ帰還させないと言っています。が、毎時10マイ

クロの所を年間1ミリに除染するのは無理だと私は専門家から聞いています。私の所は残念ながら住める状態にはならないとも宣告されています。泣くしかないです。

私の所は年間50ミリシーベルト以上の区域(帰還困難区域)になり、立ち入りするには町に通行許可を得ないといけません。これから最低でも5年間続くのです。

## ◆裁判関連ニュース◆

### ◆35名が二次提訴！

さる3月11日(月)、福井地方裁判所に新たに原告になった35名が午後2時30分より二次提訴を行いました。3時から裁判所のすぐ近くの福井弁護士会館(福井市宝永4-3-1三井生命ビル7階)で記者会見・交流会を行いました。二次提訴には全国各地から合計35名の方々が新たに原告となり、これで一次提訴の154名と合わせて原告数は計189名となりました。二次提訴された方の内訳は男性18名、女性17名。地域別では福井県内20名、県外15名。当日参加された二次提訴の方々、また参加できなかった二次提訴の方々からのメッセージを紹介します。(19頁の新聞記事参照)

### ♥関西の人も訴訟に！(中嶋哲演さん)

今や原発は県、国の問題です。小浜はもっとも不当に無法的に扱われてきた。小浜市は小浜原発を反対して、関西電力の4基の原発を止めました。大飯原発の10km圏内は小浜市民が75%、大飯市民は25%。今から30年以上前中間貯蔵もやめさせた。大飯再稼働から8ヶ月で広島原発の原爆800発分を貯め込んでいる。活断層の恐れもあり地震が起きてその放射能がバラまかれれば関西一円は住めなくなる。電力は関西に届けられ消費されている。関西の人も訴訟に加わってほしい。国全体として取り組んでほしい。

## ♥死者の声に耳傾けて(岩国英子さん)

敦賀原発から17キロの越前市に住んで、ずっと、原発の恐怖の中で生きてきました。最近のNHKのニュースでも、福島原発事故後、消防ポンプでいくら冷却水を送り込んでも、水が思ったより増えない、私もどこか途中で穴が空いてんじゃないのって、思っていた、素人目にも判るようなことでした。それが、今頃判ってニュースになっていた。科学者は、技術者は何してんでしょね。まだ、原発事故のプロセスも原因も全然はつきりしていない。そんなときに、福井で、動かすなんて！

それから、畜産業の方が、割に事故後すぐ自殺された。数日前、その自死遺族の奥さんと、子ども2人が、東電の社長に民事訴訟だけど、訴えた。皆さんは自死遺族の気持ちは、そういうことは判らないと思います。自死遺族は大変なんです。残された悲しみや傷みで、本当は、社会的な行動なんてできないのです。他にも、自死でなくなられた方が何人もいらっしやいます。避難して、家族関係がおかしくなったり、精神的に追い込まれている人もたくさんおられます。日本という国は、そういう人に耳を澄ますことができない。死者の声を聞くことを知らない。もっと、亡くなられた人の声を聞こうではないですか。

## ♥目をそらさないで(地脇美和さん)

福島の地脇美和と申します。今回、「福井から原発を止める裁判の会」の第2次の原告に加えていただきました。今日はかけつけることができず、すみません。東日本大震災、福島原発事故から2年たちましたが、あの時の恐怖を思い出すと、今でも涙があふれてきます。私は、事故前は、原発について、詳しく知ろうとせず、なにも行動してきませんでした。今はそのことをとても後悔しています。

原発が爆発したとき、国、福島県、東電からは、本当の危険性は知らされませんでした。そして、「直ちに影響はありません」から始まる「安心・安全キ

ャンペーン」が始まりました。原発を推進し続けるために、事故が起これば、住民は見捨てられます。

福島では、子どもたちの甲状腺に異常がみつかっています。健康への影響はそれだけでなく、様々な病気や体調不良を引き起こしています。そして、常に不安もつきまといまいます。実際、体調を崩す人が増えています。

原発は、ウランの採掘から始まり、発電、核のゴミの処理に至るまで人に被曝を強制する非人間的なものです。なぜ、こんな危険なものを使って、電気を作る必要があるのでしょうか？

一度、まき散らされた放射能を消すことはできません。福島は今も苦しんでいます。

こんな思いは、もう、だれにも味わってほしくない。今すぐ、原発を止めてください。これ以上の犠牲を出さないために。安全な原発などありません。ウソと隠蔽、ごまかし、脅しは通用しません。

私たちは気づきました。もう黙ってはいません。原発事故が起これば、失うものは、あまりにも大きいです。どうか、現実を目を向けてください。目をそらさないでください。すべての命のために。

## ♥福井の原発を止めよう(田中徳雲さん)

みなさま、ありがとうございます。私は福島県南相馬市から丸岡町へ避難してきました。震災後の2年間でおそらく100回以上、福島＝福井を往復してきました。福井に戻ってくるたび思います、平和な日常が残っている福井は幸せです。

福島では心を鎮めるために深呼吸しても、それすら安心してできない現実があります。大地で食べ物を作っても安心して食べられないのです。

テレビや新聞だけが情報源となっている方は、復興も進んでいると思っているかも知れませんが、実際は「やっているふり」のような地に足がついていない感じがしますし、放射線量ではなく20km、30km、それ以外という距離による線引きのため、地元ではわかまりが生まれ、人の心が荒んできています。嘘だと思えば福島に来てみてください。一週

間も住んでみれば、よく分かります。問題は複雑です。例えば①被曝による健康への影響と、②避難による社会生活上の影響ないしこれによる様々な弊害という、両立し得ない価値の二者択一の中で、当事者はどう行動すべきかという問題。そして、この①②のどちらかを選択させられるという事態そのものをどう評価すべきかという問題が前提にあるでしょう。さらに、どちらか一方を選ぶと他方の影響を受けることになる以上、その影響（被害）を補填する手当がなければ行動できないという問題。そもそも、選択を迫られるに於ては、判断の前提になる情報が不十分だということもあります。

私が母子を福井に避難させてきたのは子供たちを放射能被曝から守りたかった、ただそれだけです。しかし、それもとくに限界でした。「放射能の前に、避難のストレスで病気になってしまう」と妻を泣かせてしまいました。

今日の放射線防護の基準とは、核・原子力開発のために被曝を強制する側が、それを強制させられる側に、被曝がやむを得ないもので、我慢して受忍すべきものとして思わせるために、科学的装いを凝らして作った社会的基準であり、原子力開発の推進策を政治的・経済的に支える行政的手段であります。国際原子力機関（IAEA）や、国際放射線防護委員会（ICRP）でさえも、原子力産業保護のために立ち上げられた組織であり、第三者的または公平な学術機関というわけではありません。

原発の問題にかかわるすべてのみなさん、本当のことが知りたければ、福島に足を運んでください。百聞は一見にしかず。地元の人話を聞いて、自分の目で見て、自分で考えて、そして行動してください。国会だって福島でやるべきです。たまに来てちょっと視察したぐらいで何が分かりますか？ 24時間、四十六時中住むというのは、そう簡単にはいかないのです。

長期に及ぶ避難は、避難する方も、残る方も、共に大変です。自分を正当化していくと対立が生まれてしまいます。ですが子供たちの未来のために本当

に大事なことは、立場の違いや、考え方の違いを乗り越えて、許し合い、認め合い一枚岩になることだと思います。人として、親として、いかに生きるか？いかに在るべきか？だと思っております。それが今、問われていると思っております。

お陰様でとてもよくしていただきましたが、この春、私達は福島に戻ります。妻の実家のいわき市へ。私はいわき市からお寺のある南相馬市に通います。かけがえのない「今」を家族みんなで暮らすために。（毎日、最も近くで原発から2kmの所を通って。車の中でも30 $\mu$ sv/hです。）

思い起こせば5年前、福島、宮城県沖で5年以内にM(マグニチュード)8以上の地震が起きる可能性は98%と言われていました。地震は必ず起きると言われてきたのです。そして私は、いのちを蝕む原子力発電に対し「人間が作ったものに絶対安全なんということはない」と東電と福島県の佐藤雄平知事に抗議してきました。

にもかかわらずこの有様です…。原発事故は私たちの生活を根底から強制的に変えました。

福井でも必ず地震は起きます。

福島から学びましょう。

お役に立てるのであれば、何処へでも何度でも足を運びます。これからも力を合わせましょう。

私たちは一つです。

感謝 合掌

## ◆講演会及び第1回総会の報告◆

さる3月30日(土)、13:00より原子炉格納容器の元設計者の後藤政志さんの講演会及び引き続いて「福井から原発をとめる裁判の会」の第1回総会を福井市花月町の福井別院講堂で行いました。

### ■講演会の報告

(講演会は2時間半以上にわたる非常に内容の濃いものでした。会員の芦野さん(福井市)の講演会参加の感想が福井新聞の「こだま欄」(投書欄)に掲載されました。この投書の掲載をもって報告とさせていただきます。(次頁からです)

先日、元原子力プラント設計技術者、後藤政志さんの講演を聞きました。お話は★確実でないことは安全とは言えない★理論的に起こりうることは、いつか確実に起きる★被害の規模が桁違いに大きい★被害が後世におよぶ★確率が小さいから大丈夫は明らかな間違い★状況によっては福島以上の事故ということも考えられるなどでした。

昨年6月に当時の野田総理が「国民の生命を守るために」と言って大飯原発3・4号の再稼働を決断しました。12月には政権交替で安倍総理となりましたが今もし事故が起きた場合には誰が責任を取られるのでしょうか？

福島事故に対する責任は2年を過ぎた今に至っても明らかにされず、誰も責任を取っていません。

責任を取らないのですから後藤政志さんが言われたようなことは無視して「安全が確認できたものは再稼働する」などと厚顔無恥もきわまりのようなことを平気で言うわけです。

一方、国策として推進して来た原発が大飯3・4号を除いて止まっている状況に於いてそれに協力し生業として来た方たちの新たな生活手段を一刻も早く創り出すのは政治の役目だと考えます。(2013年4月17日付福井新聞「こだま欄」)

## ■総会の報告

以下の4項目について、事務局より説明を行い、それぞれ修正も含めて承認をいただきました。

1. 会則の決定
2. 事務局設置とその係分担について
3. 会計報告
4. 予算案提案

会則については、これまでは「世話人」体制であったものを「事務局」体制とし、役割分担を明確にするということを行いました。その他会費徴収の件等についても規定を設けました。

また決算に関連して、会計監査については、今後は事務局以外の方に監査を依頼することとしました。

予算案関連については、これまでの収入の一部を特別会計として、今後の諸支出への準備金とすることとしました。

\*会則・会計報告・予算案の詳細については、別添資料を本通信に同封したので、ご一読くださいませ。

## ▼事務局メンバー自己紹介▲

(これまでの世話人紹介コーナーを改め、事務局メンバー紹介として続けます)

### ●奥出春行●

裁判の会事務局に入りました奥出春行です。昨年5月末福井県医療生協を定年退職、いまは週2～3日社会福祉法人で働いています。退職間際に福島原発事故が発生、それまでも取り組んでいた原発反対運動を自己反省、「原発問題住民運動福井県連絡会」として大飯原発再稼働反対のための県庁前座り込みや大飯町民総訪問などに取り組むとともに、いまは月1回のデモ行進と金曜日県庁前行動を中心に運動に参加しています。

裁判闘争は原発ゼロめざす運動として極めて有効で重要な闘いです。私も事務局として力いっぱいがんばりたいと思います。

### ★後藤政志さんのDVD販売しています！

本誌で紹介した3月30日の講演会のDVDを作成しました。高度な内容ながら分かりやすいお話です。希望者には500円でお分けいたします。小野寺(090-6275-4451)まで連絡をください。

井 13版▲ 2013年(平成25年)3月12日 火曜日 享月 日

### 大飯原発 差し止め訴訟 35人が2次提訴 原告団189人に

県民ら154人が福井地裁で関西電力を相手取り、大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めている裁判の原告団に11日、35人が加わって2次提訴した。

この日会見した原告団は、新たに加わった福島県西郷村の地脇美和さんが「福島第一原発事故から2年。あの恐怖を思い出すと涙があふれる。こんな思いは誰にも味わってほしくない。今すぐ原発を止めて」と求めた声明を発表した。

同県南相馬市の同慶寺から坂井市に避難している住職の田中徳雲さんも声明を発表。「原発事故は私たちの生活を根底から強制的に変えた。福井でも必ず地震は起きる。福井から学びましょ」と呼びかけた。

新たな原告35人のうち県民は20人。おおい町など嶺南地域から6人が加わった。原発反対を訴えてきた小浜市の明通寺住職の中嶋哲演さんは「大飯原発は福井県全体、関西全体の問題。訴訟を通じて意識が広がってほしい」と話した。

1次提訴は昨年11月で、今年2月に第1回口頭弁論があった。関西側は請求棄却を求めている。(根津弥)

市民団体メンバーら大飯原発前抗議の声

おおい町の関西電力大飯原発ゲート前では11日午前7時半から日没まで、原発団体のメンバーら十数人が大飯3、4号機の即時停止などを訴えた。

昨夏から県庁前で再稼働反対を訴えてきた「反原発福井コラボレーション」メンバーの石森修一朗さん(65)＝坂井市＝が、友人を

朝日新聞(福井面)



朝日新聞

井 13版▲ 2013年(平成25年)4月25日 木曜日 享月 日

### 大飯原発訴訟 関電書面に怒り 原告側「大変つたない」

県民ら189人が関西電力を相手取り、大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めた訴訟は24日、福井地裁で第2回口頭弁論があった。多くの争点について「知らないし争う」とする書面を出した関西側に対し、閉廷後に福井市内で会見した。

原告側は「大変つたないものだ」と怒りをあらわにした。

法廷では、原告の小浜市の明通寺住職、中嶋哲演さん(71)が意見陳述に立ち、「安全運転が担保されても『死の灰』の生成・蓄積がある以上、原発の全面停止に全力を尽くすべきだ」と訴えた。

原告側の鹿島啓一弁護士は、大飯3、4号機の運転



第2回口頭弁論を終え、記者会見する原告団と弁護団。福井市松本4丁目

見つけた原告側は「大変つたないものだ」と怒りをあらわにした。

法廷では、原告の小浜市の明通寺住職、中嶋哲演さん(71)が意見陳述に立ち、「安全運転が担保されても『死の灰』の生成・蓄積がある以上、原発の全面停止に全力を尽くすべきだ」と訴えた。

原告側の鹿島啓一弁護士は、大飯3、4号機の運転

敦賀市は24日、地域防災計画づくりの作業部会で、原発事故時に市全域を緊急時防護措置準備区域(UPZ)に指定することを決めた。国の旧指針は原発の8km圏を防災対策重点地で年間計約60トンの使用済み核燃料が発生し、貯蔵プールは約5年で満杯になると指摘。使用済み核燃料の危険性は福島第一原発事故で明らかで、原発を止めるべきだと主張した。

裁判長から具体的な危険性の立証を求められたことについて、原告側弁護団の事務局長の笠原一浩弁護士は会見で「大阪地裁の仮処分申請却下の決定でも、活断層の存在は否定されていない」と強調。断層問題についても主張していく方針を示した。次回は7月24日午後3時。(斎藤子)

敦賀市 全域を防護準備区域に

敦賀市は24日、地域防災計画づくりの作業部会で、原発事故時に市全域を緊急時防護措置準備区域(UPZ)に指定することを決めた。国の旧指針は原発の8km圏を防災対策重点地で年間計約60トンの使用済み核燃料が発生し、貯蔵プールは約5年で満杯になると指摘。使用済み核燃料の危険性は福島第一原発事故で明らかで、原発を止めるべきだと主張した。

裁判長から具体的な危険性の立証を求められたことについて、原告側弁護団の事務局長の笠原一浩弁護士は会見で「大阪地裁の仮処分申請却下の決定でも、活断層の存在は否定されていない」と強調。断層問題についても主張していく方針を示した。次回は7月24日午後3時。(斎藤子)

市は敦賀、美浜原発と高速増殖原型炉「もんじゅ」から半径30km圏にある。計画案は放射線量に応じて4

2013年(平成25年)4月25日(木曜日)

社 会 (32)

# 福井地裁 大飯原発差し止め訴訟

## 「具体的な危険性不明確」

### 関電、請求棄却求める

2013  
4/25  
福井新聞

安全性が保証されないまま関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)を再稼働させたとして、本県などの住民189人が関電に運転差し止めを求めた訴訟の第2回口頭弁論が24日、福井地裁であった。関電側は準備書面で「原告らは、人格権が侵害される具体的な危険性の存在について明確な主張をしていない」として請求棄却を求めた。

「原告の主張は福島第1原発で生じた事象について述べているものの、大飯3、4号機の運転によってどのような人格権侵害の危険性が生じるか明らかでない」として、原告側は最終処分方法が確立されていない使用済み核燃料について「大量の放射性物質を含む、崩壊熱も発生し非常に危険。使用済み核燃料プールはコンクリートの建屋にしか守られておらず、十分な安全対策が取られていない」と主張。大飯3、4号機は平均して年間計約60ト発生しているが、処分方法は未定で運転は認められない」と述べた。

原告の中島哲演さん(71)「小浜市」は「大阪地裁の運転差し止め仮処分却下の決定は、関電や国の主張をつのみにしただけで『安全神話』の復活を思わせる。福井地裁の判決が3・11以後の画期的なものになるようにしたい」と意見陳述した。

福井市内で会見した原告は、関電の準備書面について「訴状に対する認否は不十分。安全性に関する資料は関電が持っている。多重防御など具体的に安全性を主張、立証する責任がある」と批判した。今後は活断層や断層の三連動など、大飯原発周辺で地震や津波が起きた場合に、どのような危険が及ぶのか具体的に示していきたいとした。

次回弁論は7月24日。

関電側は「大飯原発3、4号機は、福島第1原発とは立地やプラントの型式が異なる」とした上で「大飯3、4号機は平均して年間計約60ト発生しているが、処分方法は未定で運転は認められない」と述べた。

原告の中島哲演さん(71)「小浜市」は「大阪地裁の運転差し止め仮処分却下の決定は、関電や国の主張をつのみにしただけで『安全神話』の復活を思わせる。福井地裁の判決が3・11以後の画期的なものになるようにしたい」と意見陳述した。

福井市内で会見した原告は、関電の準備書面について「訴状に対する認否は不十分。安全性に関する資料は関電が持っている。多重防御など具体的に安全性を主張、立証する責任がある」と批判した。今後は活断層や断層の三連動など、大飯原発周辺で地震や津波が起きた場合に、どのような危険が及ぶのか具体的に示していきたいとした。

次回弁論は7月24日。

【編集後記】第2回口頭弁論が行われました。中島哲演さんの脱原発への熱い訴えと鹿島弁護士の高レベル放射性廃棄物に関する淡々とした意見陳述は、何とも絶妙な組み合わせのように思えました。活字が多い編集で申しわけありませんが、じっくりと全文をお読みいただければと思います◆3月11日に二次提訴の35名が加わり、原告総数189名となりました。本文中にもあるように、人数がまとまれば追加提訴も可能となるかもしれません◆今回はスペースの都合上ニュースクリップは休ませていただきます。

次回口頭弁論は7月24日  
午後3時からです！